

《参考資料》

資料 2 定額補助、利用料金制度等の導入団体一覧

1 定額補助制度の導入状況

団体名	事業名	導入年度
(財)東京都生涯学習文化財団	東京文化会館企画事業	平成 11 年度
(財)東京都生涯学習文化財団	都民カレッジ講座講習会受講者一人当たり補助	平成 11 年度
(財)東京都生涯学習文化財団	現代美術館企画展	平成 12 年度
(財)東京都歴史文化財団	庭園美術館企画展	平成 12 年度
(財)東京都歴史文化財団	江戸東京博物館企画展	平成 12 年度

注：定額補助制度とは、補助対象事業について、残余が出た場合、事後の清算を行わず、団体の自主財源とすることを認める代わり、不足が生じた場合も追加支出をしない制度。補助金額が確定することで、団体の経営努力を促すことが期待できる。

2 利用料金制度の導入状況

団体名	事業名	導入年度
(財)東京都駐車場公社	都営駐車場	平成 7 年度
(財)東京港埠頭公社	若洲ゴルフ場・キャンプ場	平成 10 年度

注：利用料金制度とは、平成 3 年 4 月の地方自治法第 2 4 2 条の 2 の改正により創設されたもので、「公の施設の管理の委託を受けた者（管理委託者）に当該施設の利用にかかる料金（利用料金）を当該管理受託者の収入として収受させることができる」制度である。これまで、団体経営に無関係であった料金収入が、団体の収支に反映されることにより、収入確保や経費節減など、団体の経営努力を促すことが期待できる。

3 独立採算制の導入状況

団体名	事業名	導入年度
(財)東京国際交流財団	東京国際フォーラム	平成 8 年度
(社)東京国際見本市協会	東京国際展示場（東京ビッグサイト）	平成 8 年度

注：ここでいう独立採算制とは、都立施設を無償で貸し付ける代わりに、都から一切の財政支出を行わず、施設の利用料等の収入で経費を賄わせる制度である。団体の経営努力を促すことが期待できる。

(2) 公益法人の事業内容の見直し

[現状と課題]

営利を目的とせず、不特定多数人の公益を目的とする、いわゆる「公益法人」は、監理団体数の約3分の2を占めている。公益法人は、設立に主務官庁の許可を要し、公益法人指導監督基準により主務官庁の様々な関与があるなど事業内容には一定の制約があるものの、事業費の50%を超えない範囲で、収益事業の実施が認められているところである。

しかし、公益法人では、独自事業の取組が少なく、実施している中にも収益が上がっていないものがある。また、収益が上がっている事業であっても、団体の自主性発揮や財政基盤強化に寄与するまでには至っていない。

したがって、独自事業の取組を強化する一方で、不採算な事業は撤退するなど、見直しを進める必要がある。

※独自事業

団体の事業のうち、都からの受託事業及び都から補助金を受けて実施している事業を除いたものをいう。

[取組の方向]

公益法人の独自事業の一層の振興を図るため、以下の事項について取り組む。

- ・ 黒字事業に対する経営資源（人・モノ・金）の重点配備
- ・ 赤字事業からの速やかな撤退
- ・ 実施している独自事業については、同業他社の経営手法との比較など、新たな経営効率化のための手法の導入 など